

基準値に対応した飼養管理(2)

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進
3. 代替飼料確保の支援



31

畜産物の放射性物質検査

■ 放射性物質検査の体制

① 牛肉

5県(岩手、宮城、福島、栃木、群馬)では、3カ月に1度、全戸検査を実施。

特に、このうち4県(岩手、宮城、福島、栃木)については、一部の農家について出荷に当たり全頭検査を実施。

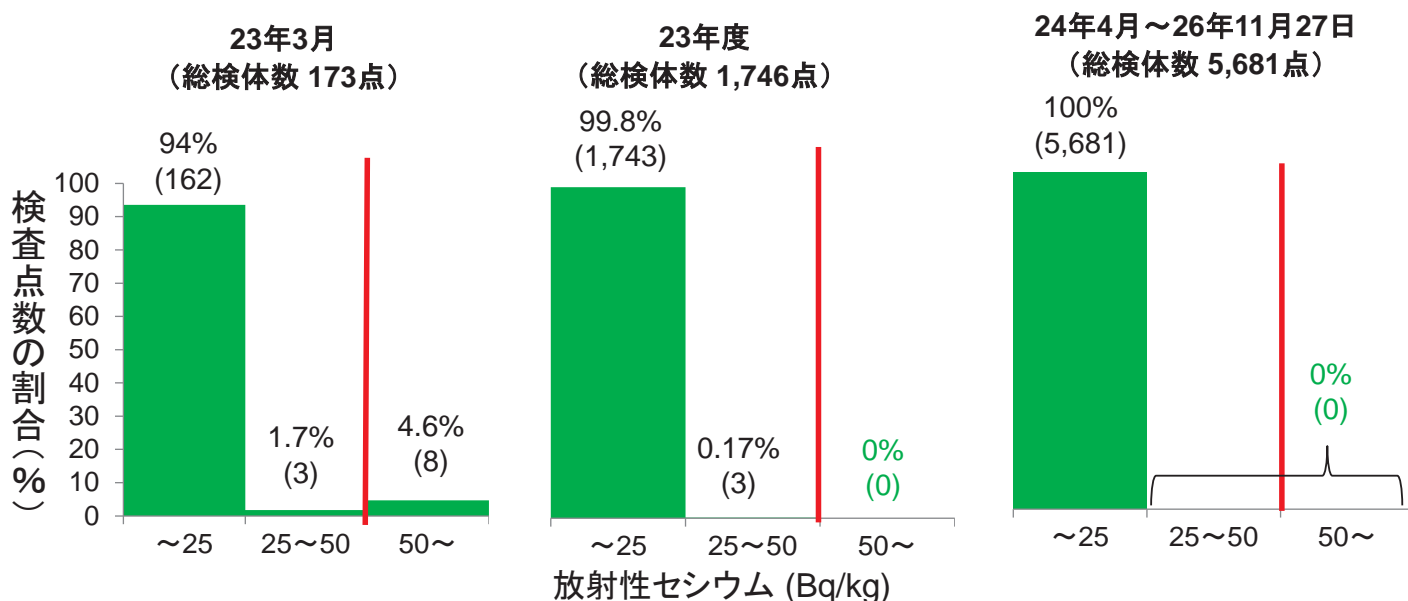
② 乳の検査頻度

5県(岩手、宮城、福島、栃木、群馬)では、2週間に1度検査。

32

原乳の検査結果（～平成26年11月27日）

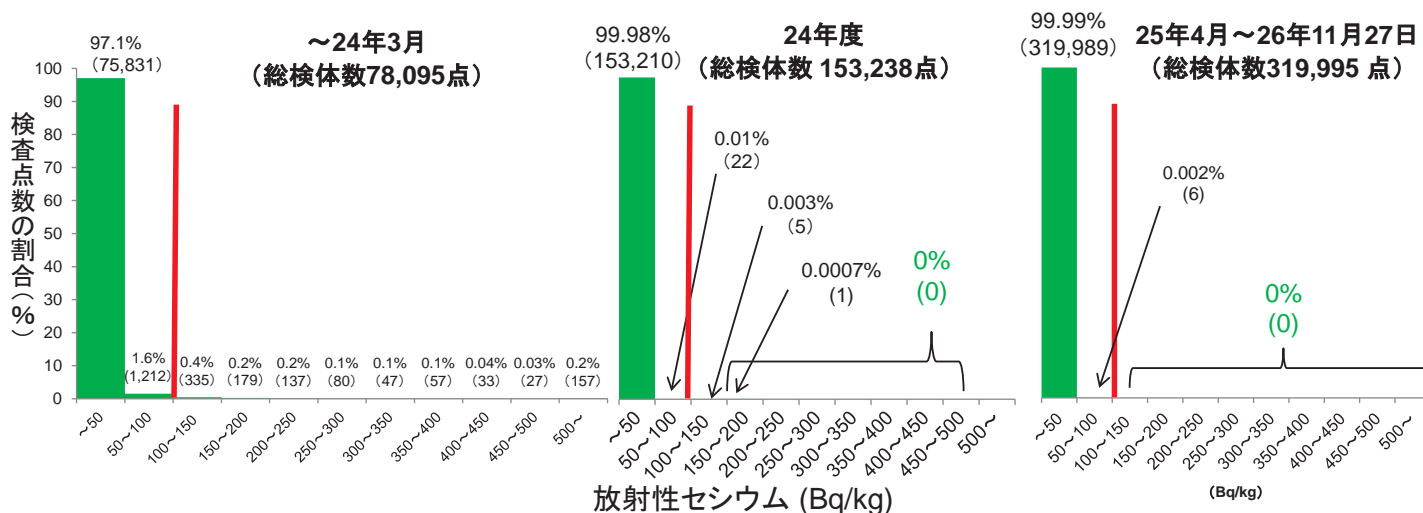
- 原発事故当初に50 Bq/kgを超過したものがみられた。
- 23年度以降は基準値超過無し（26年11月27日現在）。



(注)・平成26年11月27日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

牛肉の検査結果（～平成26年11月27日）

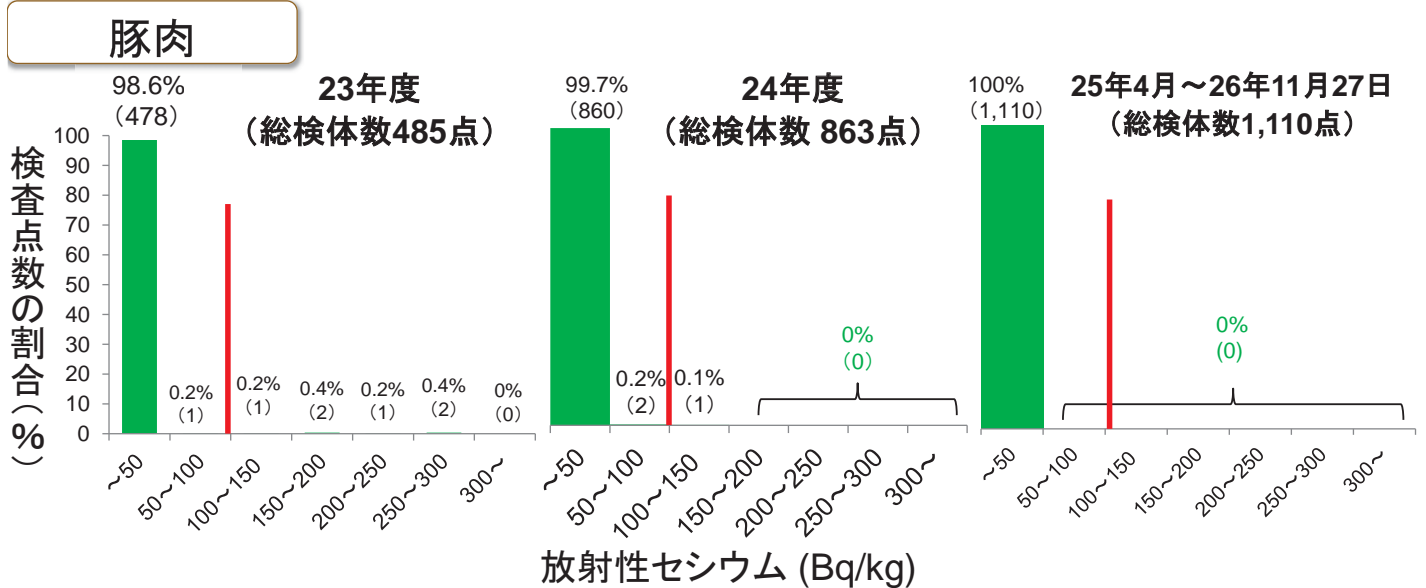
- 23年度は、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により100 Bq/kg超過がみられた。
- 24年度以降は100 Bq/kg超の割合は大幅に低下し、25年度以降は、基準値超過無し（26年11月27日現在）。



(注)・平成26年11月27日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

豚肉・鶏肉・卵の検査結果①(～平成26年11月27日)

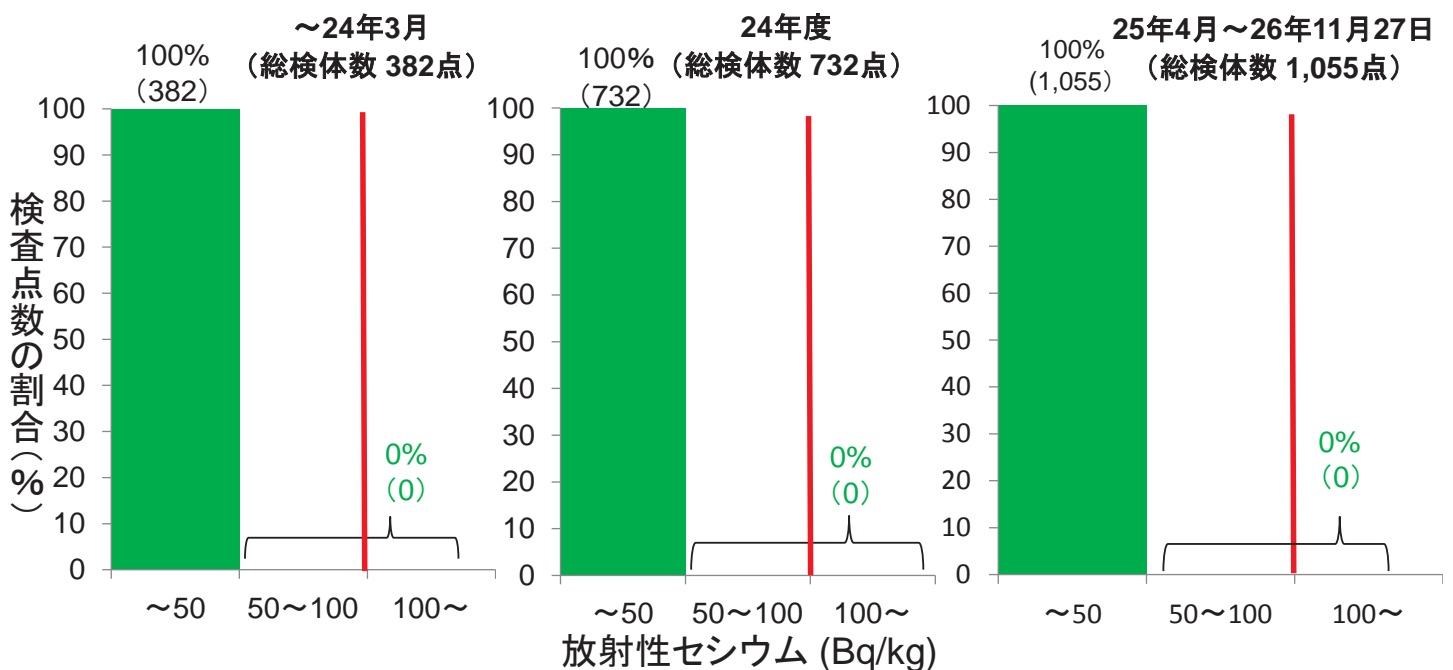
- 豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで検査した豚肉・鶏肉・卵については23年度から大部分(99%)が100 Bq/kg以下。
- 25年度以降は、基準値超過無し(26年11月27日現在)。



(注)・平成26年11月27日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

豚肉・鶏肉・卵の検査結果②(～平成26年11月27日)

鶏肉・卵



(注)・平成26年11月27日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

2. 生産現場における対応と検査結果 (4) 特用林産物(きのこ等)

37

きのこ等の特用林産物の安全確保

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報発信、巡回指導



38

(参考)きのこ原木等の当面の指標値

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

改正前		改正後(H24.4月～)	
きのこ原木	150 Bq/kg	きのこ原木及びほだ木	50 Bq/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	200 Bq/kg

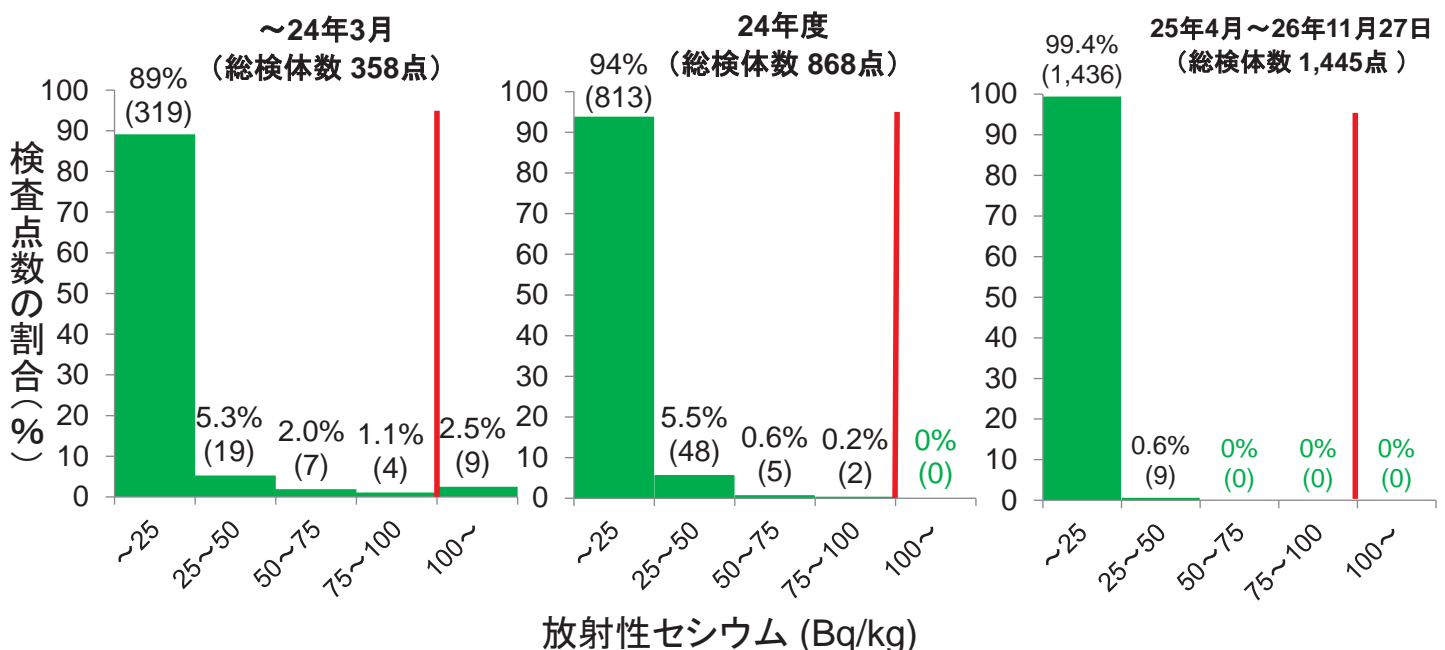
ほだ木:きのこ原木にきのこの菌を植えたもの

菌床:おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

39

菌床しいたけの検査結果(～平成26年11月27日)

菌床しいたけで24年度以降に基準値を超過したものは無い。

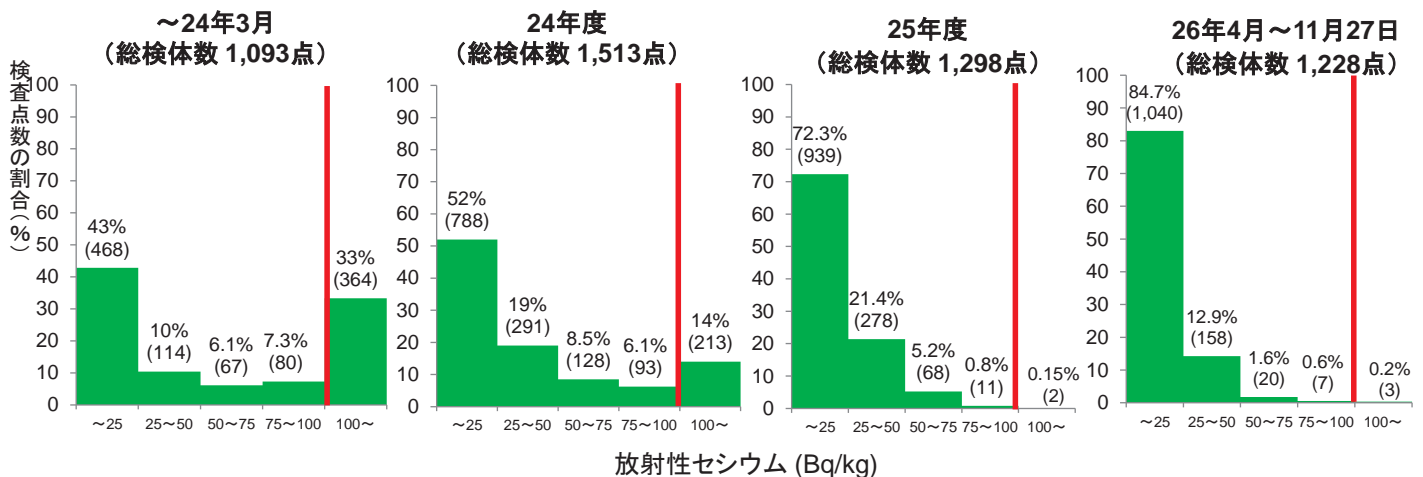


(注)・平成26年11月27日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

40

原木しいたけの検査結果(～平成26年11月27日)

- 23年度は基準値を超えたものが3割見られたが、その割合は年々減少している。
- 出荷制限指示(平成26年11月27日時点)
露地栽培:6県(93市町村) 施設栽培:4県(17市町)

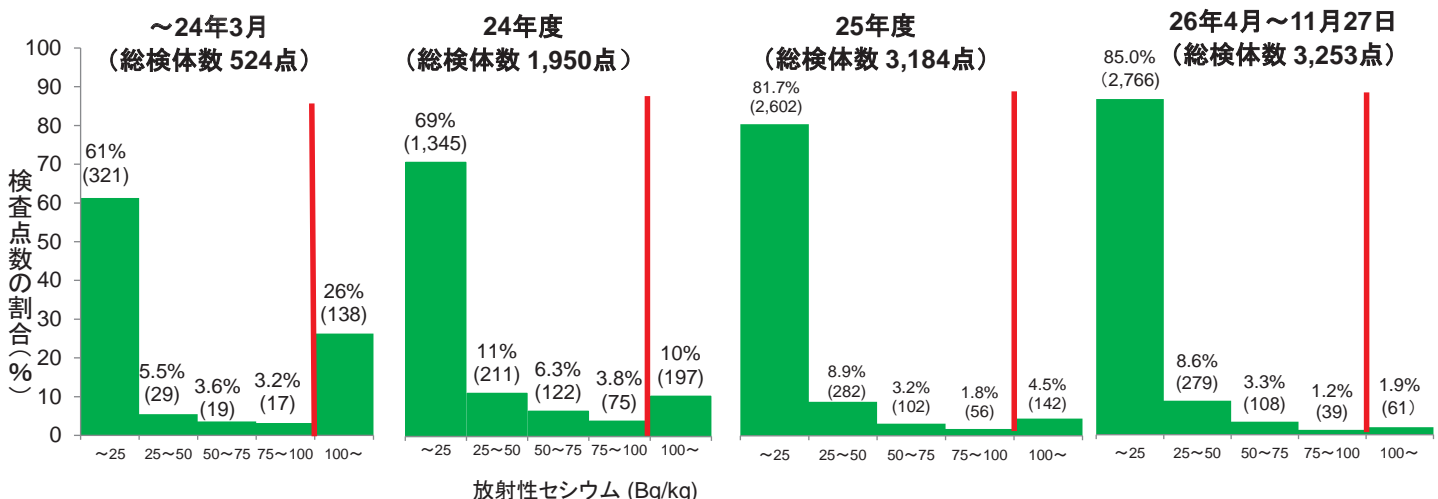


(注)・平成26年11月27日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

山菜等の検査結果(～平成26年11月27日)

- 山菜や野生きのこでは、24年度以降も基準値を超えたものがある。
- 出荷制限指示(平成26年11月27日時点)
 - 山菜(たけのこ・くさそてつ等):7県(109市町村)
 - 野生きのこ:10県(109市町村)

山菜

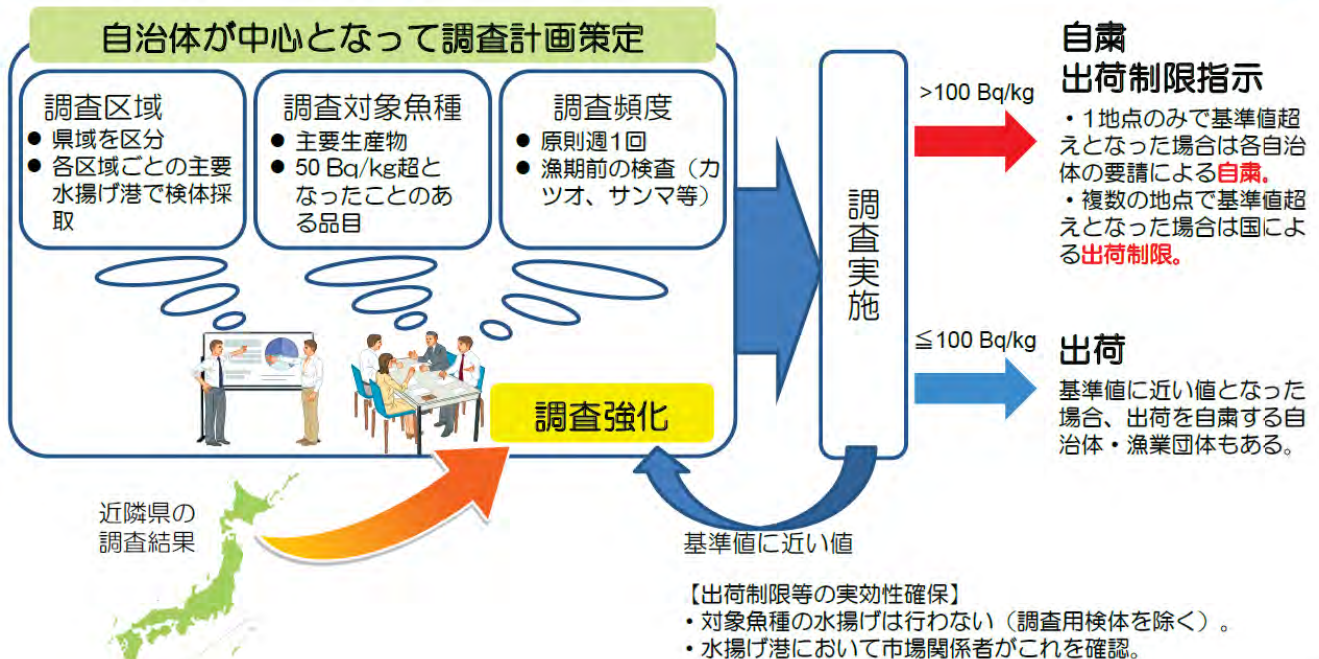


(注)・平成26年11月27日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25 Bq/kg以下として集計。

2. 生産現場における対応と検査結果 (5) 水産物

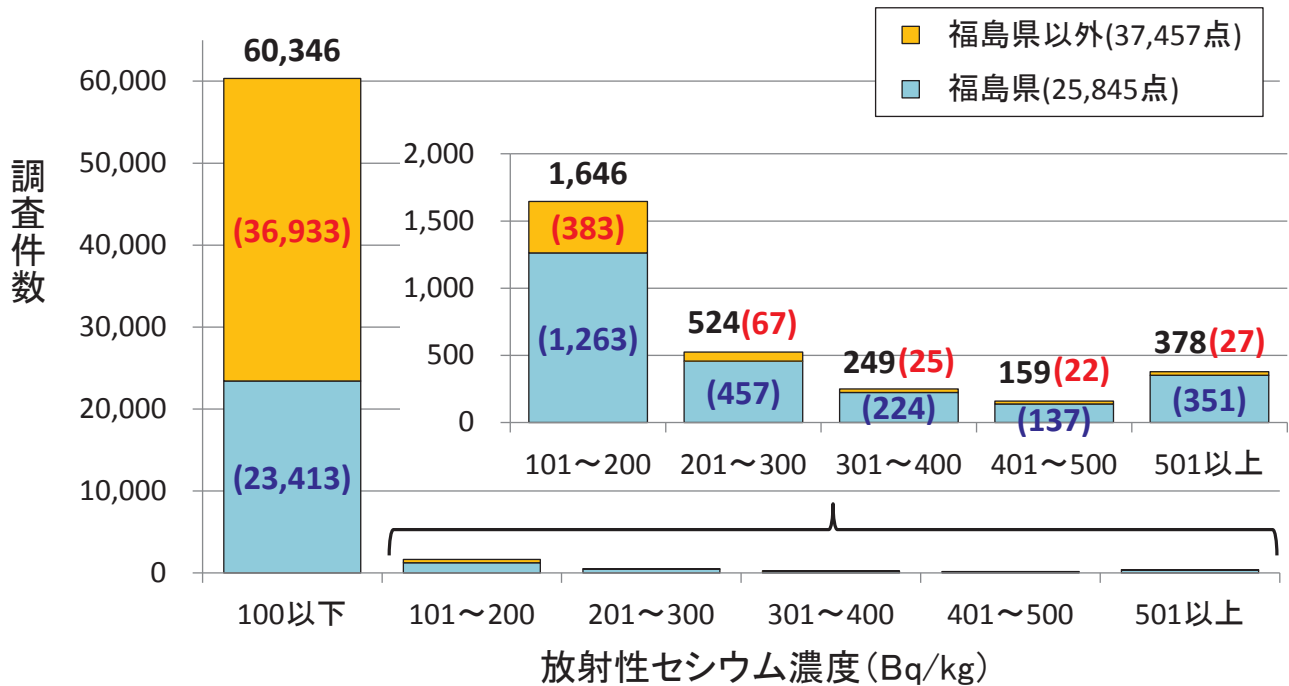
水産物の放射性物質調査の流れについて

- 調査にあたっては、主要生産品目及び前年度に50 Bq/kg超となった品目を調査。また、表層、中層、底層といった生息域、漁期、近隣県の調査結果等を考慮。
- 基準値に近い値が出た時や近隣県で高い値が出た時には、調査を強化。
- 基準値を超過した場合、各自治体の要請による自粛や原子力災害対策本部長による出荷制限の措置を実施。



水産物の検査結果(全国:63,302点)

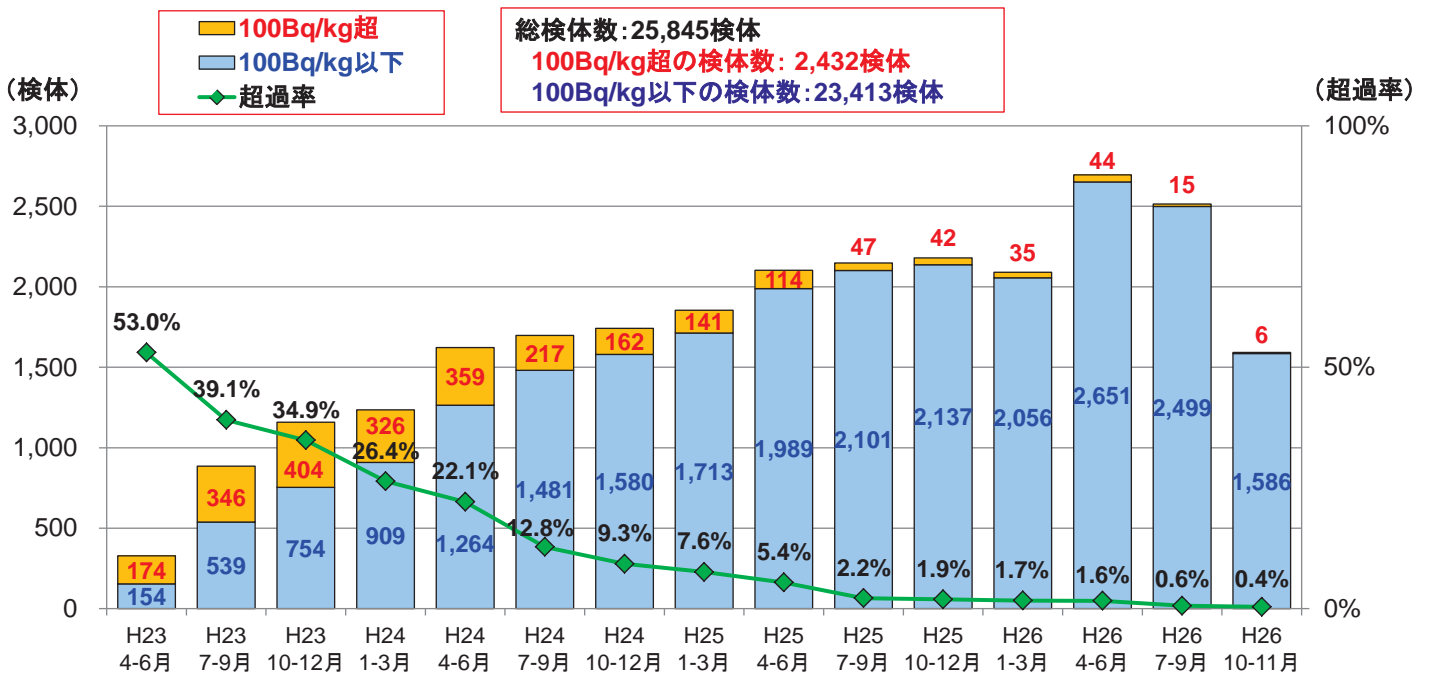
63,302点中60,346点(95.3%)の放射性セシウム濃度が基準値以下。



(注)平成23年3月24日～平成26年11月27日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物の検査結果(福島県:25,845点)

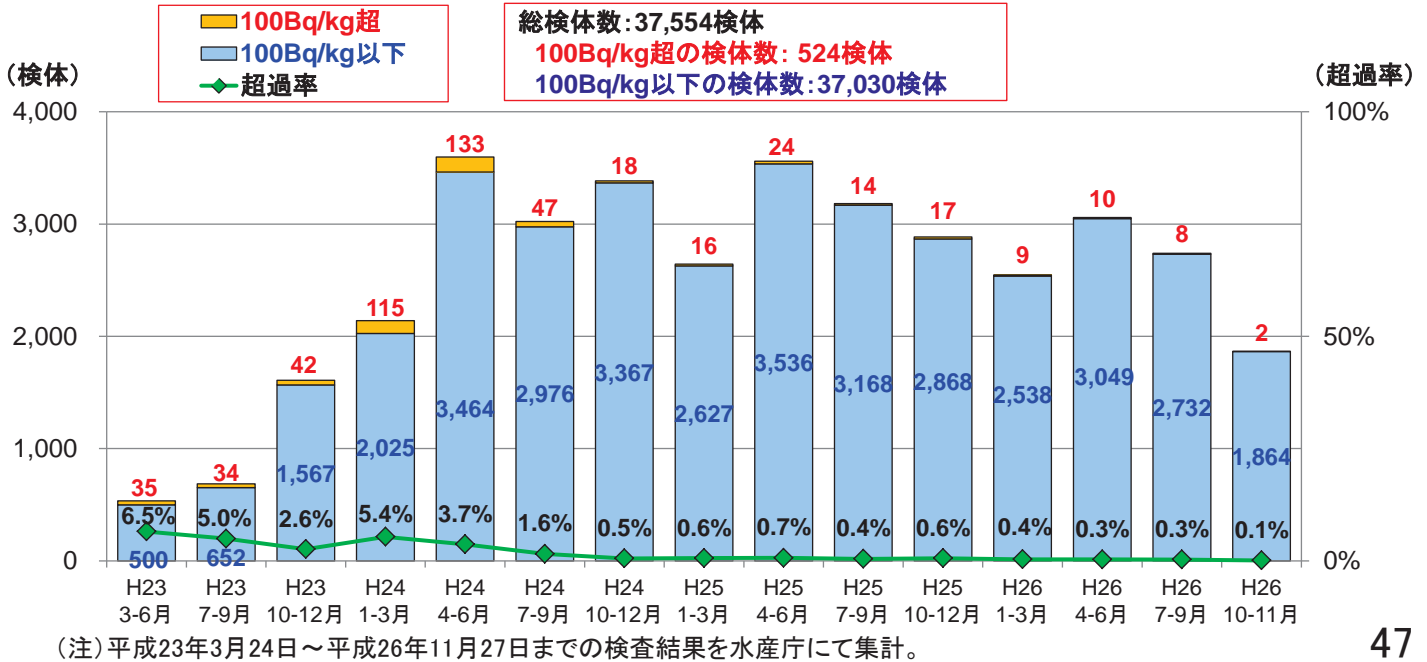
福島県では、平成23年4-6月期には100 Bq/kgを超える割合が53%となっていたが、平成26年10-11月期には0.4%まで低下。



(注)平成23年3月24日～平成26年11月27日までの検査結果を水産庁にて集計。

水産物の検査結果（福島県以外：37,554点）

福島県以外では、100 Bq/kgを超える割合は徐々に低下し、平成24年10-12月期以降は1%を切るレベル。平成26年10-11月期は0.1%まで低下。



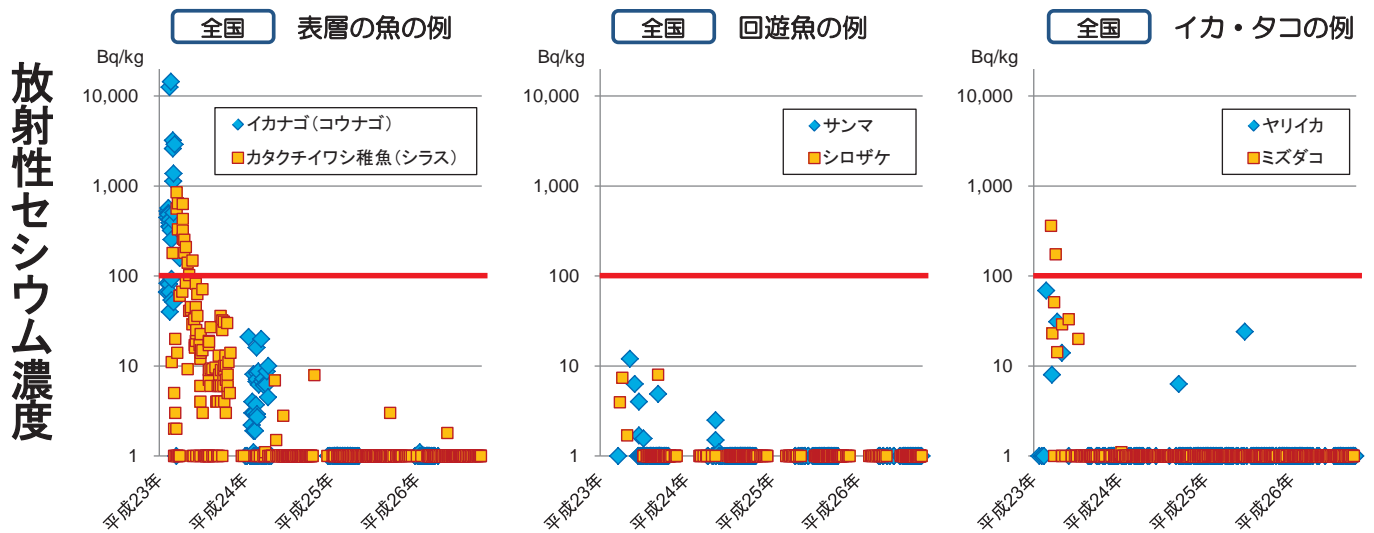
水産物の調査の考え方

- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
 - 50 Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - 近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向 ①

- シラス等の表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る。
- サンマやシロザケ等の回遊性魚種：平成23年度から全て100 Bq/kg以下。
- イカ・タコ類：時間の経過とともに基準値を下回る。

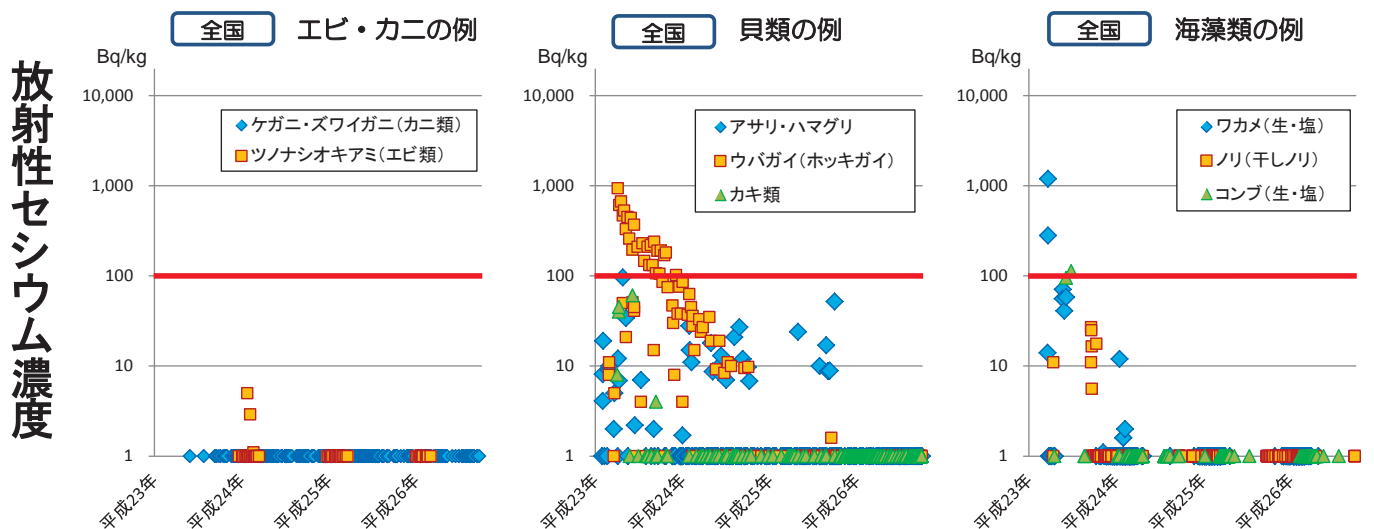


(注) 平成23年3月24日～平成26年11月27日までの検査結果を水産庁にて集計。

49

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向 ②

エビ・カニ類、貝類や海藻類：時間の経過とともに基準値を下回る。

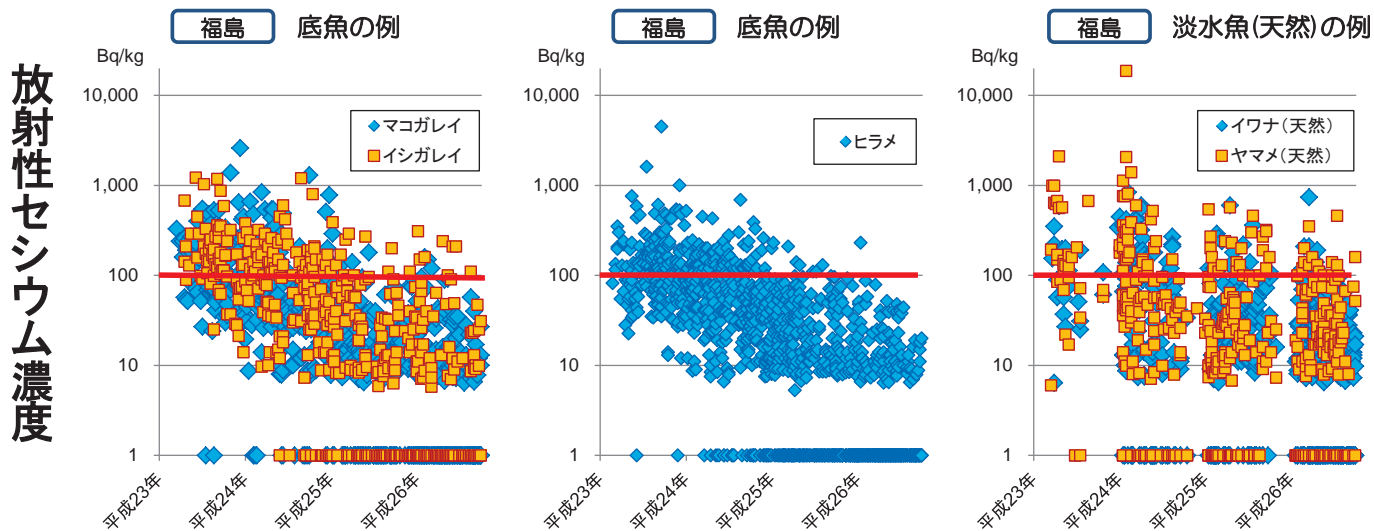


(注) 平成23年3月24日～平成26年11月27日までの検査結果を水産庁にて集計。

50

魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向 ③

- カレイ等の底魚：福島県を含む一部地域で基準値を上回る魚種が存在する。
 - イワナやヤマメ等の淡水魚：福島県を含む一部地域の天然魚では、基準値超えが見られる一方、養殖魚では全て100 Bq/kg以下。
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係。



(注) 平成23年3月24日～平成26年11月27日までの検査結果を水産庁にて集計。

51

水産物に関する出荷制限(福島県)

食品の基準値を超えた品目について、地域的な広がりがある場合、原災本部長が関係都道府県知事に対し出荷制限等を指示。

摂取・出荷制限

海面	内水面
—	ヤマメ(新田川)

出荷制限

海面	内水面
ヒラメ等35魚種 (福島県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・コイ・フナ・ ヤマメ・ウナギ(一部の河川等)

(注) 平成26年11月27日現在

52

水産物に関する出荷制限(福島県以外)

出荷制限

	海面	内水面
岩手	スズキ・クロダイ (岩手・宮城県境の正東線以南)	イワナ・ウグイ(一部の河川等)
宮城	スズキ・クロダイ(宮城県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・ヤマメ(一部の河川等)
茨城	シロメバル・スズキ・コモンカスベ(茨城県沖) イシガレイ・ヒラメ(北緯36度38分以上の茨城県沖)	アメリカナマス・ウナギ・ギンブナ(一部の河川等)
栃木	—	イワナ(一部の河川等)
群馬	—	イワナ・ヤマメ(一部の河川等)
千葉	—	ウナギ・コイ・ギンブナ(一部の河川等)

(注) 平成26年11月27日現在

53

水産物に関する自主規制

福島県、茨城県は、食品の基準値(100 Bq/kg)を超える恐れのある水産物の出荷を控えるため、自主規制を実施。

福島	福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業 ただし、ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケンサキイカ、ジンドウイカ、ケガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ヒラツメガニ、ガザミ、ヒゴロモエビ、ボタンエビ、ホッコクアカエビ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、アワビ、ホッキガイ、オキナマコ、キチジ、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ヤナギムシガレイ、キアンコウ、アカガレイ、サメガレイ、アカムツ、ヒレグロ、チダイ、マアジ、メダイ、スケトウダラ、ユメカサゴ、マガレイ、ホウボウ、オオクチイシナギ、ウマヅラハギ、カガミダイ、カナガシラ、ソウハチ、マダイ、マトウダイ、イシカワシラウオ、マイワシ、マサバ、ゴマサバ、サワラ、ブリ、シロザケ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)及びシラス(カタクチイワシの稚魚)を対象とした試験操業を除く。
茨城	海域別にアカシタビラメ、クロメバル及びキツネメバル等の生産自粛

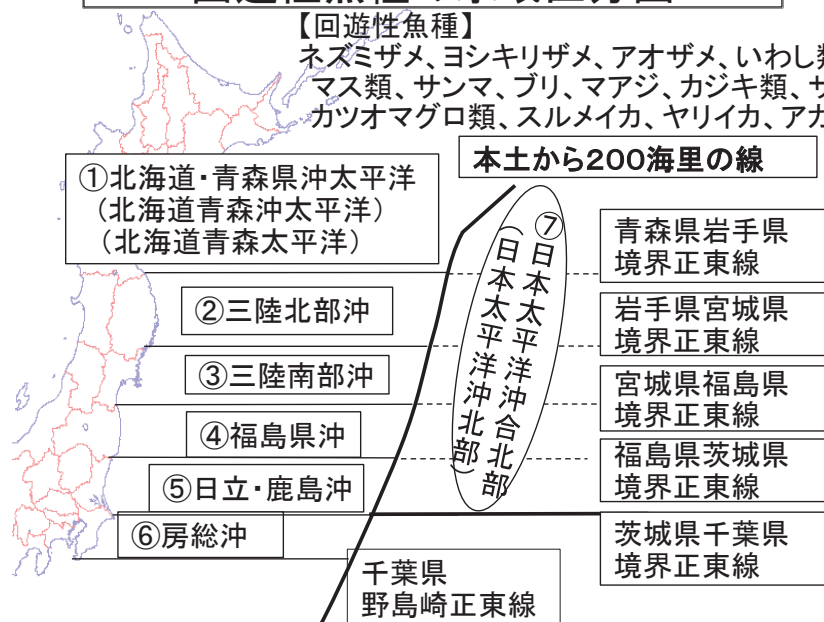
(注) 平成26年11月27日現在

54

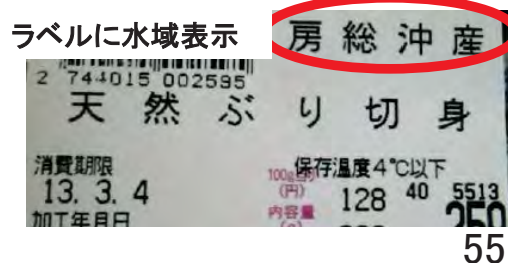
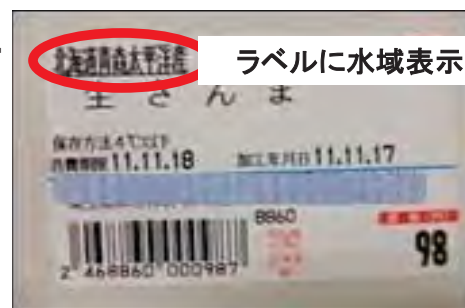
消費者への原産地情報の提供

平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

回遊性魚種の水域区分図



表示の例



(参考) 福島県における試験操業・販売の状況

試験操業の対象種(平成26年11月27日現在:計56種)

＜底びき網漁業:41種類＞ ミズダコ、ヤナギダコ、マダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケンサキイカ、ジンドウイカ、ケガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ヒゴロモエビ、ボタンエビ、ホッコクアカエビ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、オキナマコ、キチジ、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ヤナギムシガレイ、キアンコウ、アカガレイ、サメガレイ、アカムツ、ヒレグロ、チダイ、マアジ、メダイ、スケトウダラ、ユメカサゴ、マガレイ、ホウボウ、オオクチイシナギ、ウマヅラハギ、カガミダイ、カナガシラ、ソウハチ、メダイ及びマトウダイ

＜沖合たこかご漁業:5種類＞ ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ、エゾボラモドキ、チヂミエゾボラ

＜船びき網漁業:2種類＞ コウナゴ(イカナゴの稚魚)及びシラス(カタクチイワシの稚魚)

＜固定式刺網漁業:14種類他＞ イシカワシラウオ、ヒラツメガニ、ガザミ、シロザケ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、ブリ、ホウボウ、メダイ、チダイ、サワラ、カナガシラ、マトウダイ及び他の試験操業の対象種

＜沿岸かご漁業:6種類＞ ヒラツメガニ、ガザミ、ミズダコ、マダコ、ヒメエゾボラ、モスソガイ

＜潜水漁業:1種類＞ アワビ

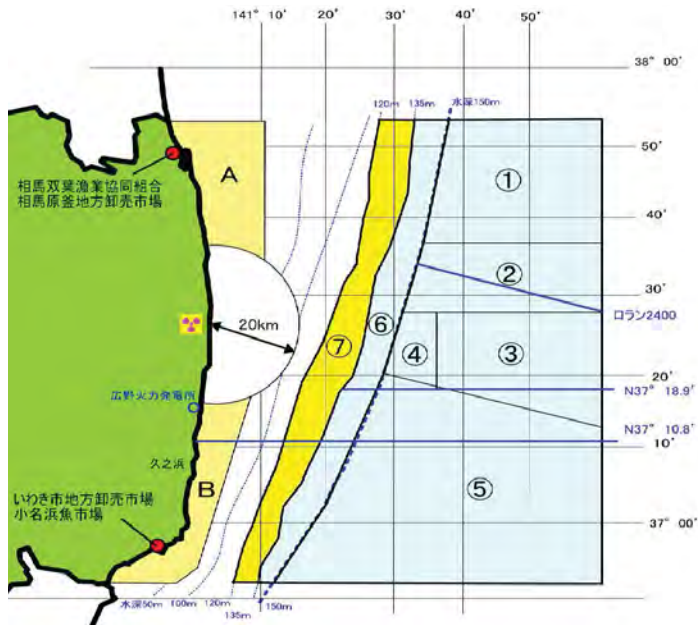
＜貝桁網漁業:1種類＞ ホッキガイ

＜流し網:6種類他＞ マイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバ、ブリ、サワラ及び他の試験操業の対象種

※ 上記対象種類のうち、重複するものを除くと56種類。

※ 対象種追加の経緯は福島県漁連のHP参照 <http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

試験操業海域(平成26年11月27日現在)



- 注1: 底びき網漁業は①+②+③+④+⑤+⑥+⑦の海域で実施
- 注2: 沖合たこかご漁業(7~8月)は①+②+③+④+⑤+⑥の海域のうち、北緯37度18.9分以北で実施
- 注3: 船びき網漁業はA+Bの海域で実施
- 注4: 固定式刺網漁業はA+Bの海域で実施
- 注5: 沿岸カゴ漁業はBの海域で実施
- 注6: 潜水漁業はBの海域で実施
- 注7: 貝桁網漁業はBの海域で実施。
- 注8: 流し網漁業は東電福島第一原発の半径20km以内を除く北緯37度10.8分以北の海域で実施。

試験販売時の放射性物質検査の概要

- 平成24年6月~26年11月の試験販売の際、生の状態及び加工した状態のものについて計2,548回、放射性物質の簡易検査を実施。
- 検査結果は福島県漁連のHPにて随時公開。
<http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

漁獲物の流れ

- ・漁連が中心になって、放射性物質の検査、販売物の管理等を実施。

